

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月1日（金）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （18名）

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博
1番 野口 敏春
2番 西村 正史
3番 川下 始
4番 川崎 豊洋
5番 福江 晋
6番 市丸 義則
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (10名)

笹本 和彦
池田 信文
江下 久子
田島 一昭
蕪竹 敏治
大岡 利昭
内田 圭一郎
浦田 進
内田 秀敏
三原 仁

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員1名)

田久保 孝一

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 60 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による証明願について
議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
(あっせん)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第 17 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は農業委員 8 名、推進員 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、3 番の川下委員と 4 番の川崎委員よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第 59 号 1 件、議案第 60 号 1 件、議案第 61 号 1 件、議案第 62 号 4 件、議案第 63 号 1 件となっています。</p> <p>それでは引き続き報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を 4 件受理したので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	(報告説明)
議長	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>報告内容について、何かご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(意見なし)</p> <p>ご意見等無いようなので、報告第1号1番から4番について追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>おはようございます。2番の西村です。</p> <p>調査報告します。まず、譲渡人の〇〇さんは県外の施設に入所されているということで電話にて確認しました。</p> <p>この件についてはよろしくお願ひしますということをおっしゃいました。</p> <p>それから、譲受人の〇〇さんですけども、この方も県外在住ということで、現地確認はできないということで電話にて確認をしています。</p> <p>ともに、10月25日に確認しまして、この内容で間違いありませんということで聞いています。</p> <p>現地確認は、仲介業者の〇〇さんと笹本推進委員と私ですしております。</p> <p>先ほど事務局の方から説明があったとおり、空き家バンクに登録されていて、家とこの畑と一緒に売りに出されているということで、この売買に伴う農地の所有権移転という内容になっています。</p> <p>場所も家の隣ということで、面積も小さい畑ということで、家屋についても既に50年以上経っておりまして、大分傷んでいます。</p> <p>確認したところ、〇〇さんが建築業やっておられたそうで、自分で住宅の改築改装もやっていきたいということでした。特に面積も大きくないので問題は見当たりませんでした。以上です。</p>
笹本推進委員	<p>先ほど西村委員が言われたとおりです。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第59号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第59号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第60号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について、別紙関係人より証明願を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第60号1番と、議案第61号農地法第4条の規定による許可申請審議についての1番、議案第62号農地法第5条の規定による許可申請審議についての1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p> <p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農</p>

	<p>地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p> <p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>発覚したのが、農地パトロールで回っていたところ、ここは畑と表示されているのに工事をしていたため、確認したところでした。そして、これは農業委員会を通さないとだめですよということで、農業委員会に行ってもらったということです。</p> <p>議案第60号については、現場を確認して農業用倉庫ということで把握をしています。</p> <p>また、議案第61号については、相当前から自宅への通路として使っていたということです。さらに、4260番地2については、10年以上前に自宅を増改築した際に車庫を作ったということです。</p> <p>さらに、議案第62号については、〇〇さんが来客用の駐車場と通路にするということでした。すでに着工してあって、あとアスファルト舗装するだけになっていますが、今、ストップをかけています。</p> <p>これ3件とも始末書をそれぞれつけてもらっているということになります。賃借料は、年間60万円で契約しているということでした。</p>
笹本推進委員	<p>西村委員がおっしゃった通り、〇〇さんの横は、一年中お店を開けられているため、駐車場が足らなくなったということでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第60号1番、議案第61号1番及び議案第62号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第60号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、議案第60号1番は許可相当と認め、証明書を発行します。 続きまして、議案第61号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、議案第61号1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案62号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、議案第62号1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第62号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区分内にある農地で第1種農地であると判断されます。しかし、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。
田島推進委員	<p>10月27日に、会長と江下推進委員と、〇〇さんのお父さんとお母さんの立会いのもと確認してきました。</p> <p>息子さんが、県内の島で教師をしているということでしたので、その息子が帰ってくるということで、今の家が狭いので新築したいということでした。</p> <p>排水等の問題もなく、近隣の許可ももらっているということでした。</p> <p>そして、区長と生産組合長の許可ももらっているということでしたので問題ないと思います。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>以前協議した農振除外の際にも出ましたが、住宅建設にしてはあまりにも広いので、建設地以外には自家菜園をしたいということでした。以上です。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第62号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第62号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第62号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	<p>今回の案件については、何回も現地は確認しておりましたので、電話での聞き取りを10月26日、そしてさらにもう1回確認ということで、27日に電話で確認したところです。</p> <p>申請地の西側が、ブドウのハウスになっておりまして、今回、造成される農地が傾斜地になっております。そして、周りもほとんど不耕作地になっております。</p> <p>それで、〇〇さんの方は、前回同様、〇〇さんに任せているということで、〇〇さんに話を聞いてくれということでした。</p> <p>休憩地とハウスのある農地の間にある道路ですが、そのまま残して使用するということで、休憩地は、しばらく砂利敷にして必要最小限で使用していきたいということでした。以上です。</p>
池田推進委員	ここに、水路放流となっていますけど、ちゃんとした水路はなくて、既存の道に流れていくという感じです。以上です。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第62号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
大岡推進委員	<p>トイレ等の整備あたりは何か考えられておられるのでしょうか。</p> <p>ここは休憩所兼トイレかなと思ってですけど。</p>
野口委員	<p>それは今のところないということでした。</p> <p>(他に異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第62号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	挙手多数と確認いたしました。

事務局	<p>したがって、3番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300m以内にある市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>10月27日に、〇〇行政書士、立会いのもと確認したところです。 宅地の隣地となっている当該地に駐車場を作って、利用したいということでした。あとは、排水のことについては池田推進委員をお願いします。 以上です。</p>
池田推進委員	<p>排水の件ですが、農業用のパイプには流してくれると言われたということで、別に配管をされてました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、議案第62号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案62号4番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第63号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による所有権移転について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審</p>

事務局	<p>議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>本件は、9月10日にあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。今回の総会にかけまして、佐賀県農業公社から買主の方へ所有権移転を審議するものであります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の江下推進委員から補足説明はありませんか。</p>
江下推進委員 議長	<p>特にありません。</p> <p>私からの補足説明はありません。</p> <p>それでは議案第63号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第63号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第17回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。ありがとうございました。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 6 年 11 月 1 日

会 長 榑 原 照 博

議事録署名者 川 下 始

議事録署名者 川 崎 豊 洋